平成２２年（フ）第３０号
茨城県鉾田市鹿田280番地
債務者　小沼　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
茨城県笠間市鯉淵6269番地69
債務者　高木みどり
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４０号
茨城県水戸市新原１丁目23番２棟204号　新原アパート、旧住所茨城県土浦市川口２丁目４番９―103号　ヒトミコーポ
債務者　菊池　　翔
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５０号
茨城県笠間市来栖99番地３
債務者　栗原　圭子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２１５７号
京都市右京区太秦宮ノ前町７番地
債務者　デジタルフォトワークスこと　大浦真由美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２５号
京都市南区東九条南山王町51番地12　渡辺方
債務者　西浦かをり
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５６号
広島市中区昭和町８番６―101号
債務者　上村　恒雄
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０８号
広島県東広島市黒瀬町乃美尾2547番地
債務者　平林　　恵
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０号
広島市西区己斐上３丁目27番３号
債務者　寺井　　恵
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２９号
福岡県みやま市瀬高町泰仙寺227番地　竹山コーポ101
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
北海道小樽市銭函２丁目22番27号、前住所北海道室蘭市輪西町１丁目24番11―305号
債務者　小田　宏光
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第３３８号
富山市赤田167番地５　レオパレススペランツァ12・204号
債務者　若松　　聡
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５０１号
山梨県甲斐市下今井2318番地14
債務者　清水　　徹
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１７号
山梨県甲府市千塚５丁目５番５号
債務者　齊藤　正明
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２８号
山梨県北杜市高根町藏原3217番地１
債務者　小尾　重美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５０号
山梨県甲府市徳行２丁目８番３号　甲府レイシャス410号
債務者　三井　初枝
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
山梨県南アルプス市十日市場694番地５　アイリス104
債務者　藤本　武彦
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係